

社会福祉法人 福医会

職員互助会 会則

2022年10月1日改定

社会福祉法人福医会 職員互助会会則

第1条（名 称）

本会は「社会福祉法人福医会 職員互助会（以下、「本会」という）」と称し、社会福祉法人福医会（以下、「当法人」という）に勤務する正規職員をもって運営する。

第2条（事務所）

本会の事務所は長崎県西海市大島町1876番地59 西海医療福祉センターに置く。

第3条（目 的）

本会は、当法人に従事する職員相互間で福利厚生の実現を図ることを目的とする。

第4条（会 員）

本会員は当法人に勤務する正規職員とし、役職者年棒職員を含むものとする。

第5条（事 業）

本会は、その目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 懇親会を設立記念日前後に年1回実施。
- (2) 慶弔見舞の実施及び慶弔金の贈呈。

第6条（運営委員）

本会の運営のために最低運営人数を次の各号のとおりとし、現状に必要な員数を各事業所から満遍なく選出することで運営委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 一般委員 4名

第7条（選 出）

本会の運営委員の選出は、次の各号により行われる。

- (1) 運営委員は役職者相互、一般職員相互でそれぞれ選抜される。
- (2) 会計1名は、原則として法人本部職員から任命する。

第8条（任 期）

本会の運営委員の任期は次の各号のとおりとする。

- (1) 役員の任期は原則2年とする。
- (2) 隔年3月に改選する。但し再選を妨げない。

第9条（監査委員）

本会の会計の適正性を監査するために、次の各号により外部から次の監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員 1名
- (2) 会計監査委員は原則として法人本部長をもって充てる。

第10条（業 務）

本会の業務は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は第6条の委員によって構成され、原則として就任最初の委員会にて委員長・副委員長を選出とする。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に止むを得ざる事由があり業務を遂行し得ないときはこれを代行する。また、本会の運営資金を担当する総責任者とする。
- (3) 本会の決定は多数決によるものとする。
- (4) 運営会議を四半期1回、総会は年1回5月に定期開催する。ただし委員長の権限において臨時委員会を招集することができる。
- (5) 運営会議の開催にあたり書記は副委員長とする。
- (6) 運営委員の3分の2以上の出席を持って運営委員会を成立とし、決議は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは委員長の裁決するところによる。

第11条（運営資金）

本会の運営資金は、会員から徴収する月会費をもって充てる。

第12条（会 計）

本会の会計は、明瞭、かつ適正な会計に努めるものとし、次に定めるところによる。

- (1) 会計は会計委員により毎月末日をもって締め切り、翌月10日までに委員長に報告するとともに会計監査委員の月末監査を受けるものとする。
- (2) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算について委員長の決裁後、毎年4月末日までに会計監査委員の年度決算監査を受けるものとする。
- (3) 決算報告は総会で行うものとする。これによることができない場合は公示をもって会員に報告する。

第13条（本会が主催する行事の費用関係）

次の各号のによる。

- (1) 会員は、原則無料。
- (2) 会員以外が行事に参加する場合は、該当金額をその都度徴収するものとする。

第14条（月会費）

本会の月会費は次の各号による。

- (1) 月会費は、500円とする。
- (2) 原則現金徴収とする。ただし、労基法第24条協定の締結がある場合、月会費は毎月の給与から差し引き徴収する。
- (3) 会費は、出納簿により明確にする。
- (4) 退職時の会費の返金は行わない。嫁
- (5) 会費の口座は、十八親和銀行 大崎支店の預金口座とする。
- (6) 休職時は原則として、会費の徴収は行わないため加入期間から除外する。ただし、特例として、次の各号細分のとおりとする。

イ 加入期間が1年6カ月を超過する場合は、休職後6か月間加入期間を適用する。

ロ 加入期間が3年6カ月を超過する場合は、休職後1年6カ月を限度に加入期間を適用する。

第15条（慶弔見舞金）

本会の慶弔見舞金は、次の各号による。

- (1) 本会から支出する慶弔見舞金は別表Ⅰの基準によるものとする。
- (2) 弔事・見舞金においては当該者の申請を待たずに、事業所からの事案発生報告を添えた代理申請をもって、委員長承認による支給ができるものとする。
- (3) 前号以外の支給に関しては当該者の申請に基づき、委員会の承認決議をもって支給するものとする。
- (4) 申請期限を事由発生日から1年以内とする。

第16条（会則の改訂）

職員互助会会則の改訂については、委員長の判断により必要に応じて総会を開き出席者の過半数により決議する。

附則 この会則は平成29年4月1日から実施する。

この会則は令和2年4月1日から施行する。

この会則は令和3年1月1日から施行する。

この会則は令和4年10月1日から施行する。

慶弔見舞金基準

(社会福祉法人福医会 職員互助会会則第15条第1項関連)

項	目	対 象	支 出 額	備 考
祝事の部	結婚祝い金	職 員	5,000円	加入期間12箇 月以上を対象
	出産祝い金	職員の子 (第2子まで)	5,000円	
弔事の部 ※1	香 典	職員本人	10,000円	
		1親等	5,000円	
		2親等	3,000円	
	供 花	職員本人	10,000円	
見舞金 ※2	入院見舞金	職員本人	5,000円	1週間以上の 入院を対象
懇親会等	運 営 委 員 会 で 合 議			
退職慰労金	加入期間	24か月～35か月	2,000円	
		36ヶ月～59ヶ月	3,000円	
		60ヶ月以上	5,000円	
そ の 他	必要に応じて運営委員会が判断し支給する。			

※1、※2については、事業所の上司が代理申請をすることを可能とする。